

地方自治特論 B

(市民自治論)

2017 年度秋学期

第 8 回 (資料)

2017. 11. 23 (木)

第 3 時限 (13 : 00~14 : 30)

於 3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに、(討論資料)

ローカル・マニフェスト地方議員連盟「活動趣旨」

(最後に掲載) を読んで研究しておくこと。

1 参議院・一票の格差

1.1 最高裁判所の判決（2017年9月27日、抜粋）

「 本件選挙は、平成26年大法廷判決の言渡し後に成立した平成27年改正法による改正後の本件定数配分規定の下で施行されたものであるところ、同法は、従前の改正のように単に一部の選挙区の定数を増減するにとどまらず、人口の少ない選挙区について、参議院の創設以来初めての合区を行うことにより、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを見直すことをも内容とするものであり、これによって平成25年選挙当時まで数十年間にもわたり5倍前後で推移してきた選挙区間の最大較差は2.97倍（本件選挙当時は3.08倍）にまで縮小するに至ったのである。

この改正は、長期間にわたり投票価値の大きな較差が継続する要因となっていた上記の仕組みを見直すべく、人口の少ない一部の選挙区を合区するというこれまでにない手法を導入して行われたものであり、これによって選挙区間の最大較差が上記の程度にまで縮小したのであるから、同改正は、前記の参議院議員選挙の特性を踏まえ、平成24年大法廷判決及び平成26年大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものとみることができる。また、平成27年改正法は、その附則において、次回の通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い必ず結論を得る旨を定めており、これによって、今後における投票価値の較差の更なる是正に向けての方向性と立法府の決意が示されるとともに、再び上記のような大きな較差を生じさせることのないよう配慮されているものということができる。

そうすると、平成27年改正は、都道府県を各選挙区の単位とする選挙制度の仕組みを改めて、長年にわたり選挙区間における大きな投票価値の不均衡が継続してきた状態から脱せしめるとともに、更なる較差の是正を指向するものと評価することができる。合区が一部にとどまり、多くの選挙区はなお都道府県を単位としたまま残されているとしても、そのことは上記の判断を左右するものではない。」

「 以上のような事情を総合すれば、本件選挙当時、平成27年改正後の本件定数配分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえず、本件定数配分規定が憲法に違反するに至っていたということはできない。」

「 以上の次第であるから、本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するに至っていたということはできないとした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨はいずれも採用することができない。

よって、裁判官木内道祥、同林景一の各意見、裁判官鬼丸かおる、同山本庸幸の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。」

【出典：裁判所HP「裁判例情報」「判例検索システム」による。細い下線は片木】

1.2 高等裁判所の判決（2016年）

判決日	裁判所	判断
10月14日	広島高裁岡山支部	違憲状態
10月17日	名古屋高裁金沢支部	違憲状態
10月18日	高松高裁	合憲
	東京高裁	合憲
10月19日	福岡高裁宮崎支部	合憲
	仙台高裁秋田支部	違憲状態
	広島高裁	違憲状態
10月20日	大阪高裁	違憲状態
	福岡高裁那覇支部	合憲
10月26日	広島高裁松江支部	違憲状態
10月28日	広島高裁	違憲状態
10月31日	福岡高裁	違憲状態
11月2日	札幌高裁	合憲
	東京高裁	違憲状態
11月7日	仙台高裁	違憲状態
11月8日	名古屋高裁	合憲

* 判決の主な指摘

違憲状態	都道府県単位の選挙区を極力維持しようと最小限の合区にしたため、3倍を超える格差を残した（広島高裁岡山支部）
	衆参の選挙制度が同質化し、参院の役割が増大する中で、参院議員が持つ地域代表的性格の維持は、3倍程度の格差を正当化する十分な理由とは言えない（仙台高裁秋田支部）
	改正法が抜本的見直しの終期とした2019年参院選まで今回のような違憲状態が続ければ、国会の裁量の限界を超えたと評価される可能性が高い（大阪高裁）
合憲	法改正で、数10年間続いた5倍前後の格差が縮小した（東京高裁）
	今回の法改正は不十分だが、違憲状態を緊急に是正する立法措置としてやむを得なかった（高松高裁）
	参院の選挙制度見直しは、国会で議論を尽くす必要がある。部分的にでもが合区を導入した法改正が国会の裁量として不合理とは言えない（福岡高裁宮崎支部）

【出典：2016年11月9日付け朝日新聞による。】

2 一票の格差

2.1 衆議院議員1人当たり人口、有権者数の推移

区分	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (23.9.2 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (24.9.2 現在)		24衆当日有権者数 (24.12.16 現在)		22国調人口 (25年法改正後)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (25.9.2 現在)	
最高	千葉4区	496,141	千葉4区	497,350	千葉4区	495,212	東京16区	581,677	北海道1区	487,678
最低	高知3区	207,688	高知3区	205,461	高知3区	204,196	鳥取2区	291,103	宮城5区	233,362
全国平均		347,878		347,686		346,533		434,093		353,400
最大較差		2.389		2.421		2.425		1.998		2.090
較差2倍を超える選挙区数		65選挙区		72選挙区		72選挙区		0選挙区		7選挙区

区分	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (26.9.2 現在)		26衆当日有権者数 (26.12.14 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (27.9.2 現在)		27国調人口 (日本国民の人口) (27.10.1 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (28.9.2 現在)	
最高	東京1区	493,811	東京1区	492,025	東京1区	500,093	北海道1区	589,501	東京1区	514,974
最低	宮城5区	231,660	宮城5区	231,081	宮城5区	230,372	宮城5区	270,871	福島4区	233,491
全国平均		353,081		352,416		352,904		424,889		360,893
最大較差		2.132		2.129		2.171		2.176		2.206
較差2倍を超える選挙区数		13選挙区		13選挙区		15選挙区		31選挙区		23選挙区

【総務省 HP「選挙・政治資金 > 選挙 > 選挙関連資料 > 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数調 > 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 > 平成28年9月2日現在選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数」「(参考資料3)衆議院議員1人当たり人口、有権者数の推移」から抜粋。】

2.2 参議院議員1人当たり人口、有権者数の推移

区分	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (23.9.2 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (24.9.2 現在)		22国調人口 (24年法改正後)		25参当日有権者数 (25.7.21 現在)	
最高	神奈川県	1,225,479	神奈川県	1,227,896	兵庫県	1,397,033	北海道	1,149,739
最低	鳥取県	242,484	鳥取県	241,481	鳥取県	294,334	鳥取県	241,096
全国平均		714,818		714,423		877,105		713,373
最大較差		5.054		5.085		4.746		4.769

区分	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (25.9.2 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (26.9.2 現在)		22国調人口 (27年法改正後)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (27.9.2 現在) (27年法改正後)	
最高	北海道	1,143,295	北海道	1,138,680	埼玉県	1,199,093	埼玉県	988,965
最低	鳥取県	240,102	鳥取県	238,892	福井県	403,157	福井県	322,224
全国平均		714,061		713,418		877,105		713,060
最大較差		4.762		4.767		2.974		3.069

区分	27国調人口 (総人口) (27.10.1 現在)		27国調人口 (日本国民の人口) (28.10.1 現在)		28参当日有権者数 (28.7.10 現在)		選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 (28.9.2 現在)	
最高	埼玉県	1,211,089	埼玉県	1,193,555	埼玉県	1,011,503	埼玉県	1,015,543
最低	福井県	393,370	福井県	388,646	福井県	328,722	福井県	328,772
全国平均		870,512		858,509		727,417		729,201
最大較差		3.079		3.071		3.077		3.089

【総務省 HP「選挙・政治資金 > 選挙 > 選挙関連資料 > 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数調 > 選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数 > 平成 28 年 9 月 2 日現在選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者数」「(参考資料6)参議院議員1人当たり人口、有権者数の推移」から抜粋。】

3 一票の格差是正をめぐる最高裁判決

3.1 判決一覧

<衆議院選挙>

選挙期日	格差	判決年	法廷	判断	備考
1972 年 12 月 10 日	4.99	1976 年 4 月 14 日	大法廷	違憲	違憲だが「事情判決」により選挙は無効としない。(注 1)
1980 年 6 月 22 日	3.94	1983 年 11 月 7 日	大法廷	違憲状態	違憲状態であるが、是正に必要な合理的期間内であった(注 2)
1983 年 12 月 18 日	4.40	1985 年 7 月 17 日	大法廷	違憲	違憲だが「事情判決」により選挙は無効としない。
1986 年 7 月 6 日	2.92	1988 年 10 月 21 日	第二小法廷	合憲	1986 年の定数是正(8 増 7 減)で不平等状態は一応解消され、違憲とまでは言えない。(注 3)
1990 年 2 月 18 日	3.18	1993 年 1 月 20 日	大法廷	違憲状態	違憲状態だが事情判決で選挙は有効 (1983 年判決と同趣旨)
1993 年 7 月 18 日	2.82	1995 年 6 月 8 日	第一小法廷	合憲	不平等は立法裁量範囲内
1996 年 10 月 20 日	2.309	1999 年 11 月 10 日	大法廷	合憲	不平等は立法裁量範囲内、小選挙区比例代表並立制は合憲
2000 年 6 月 25 日	2.471	2001 年 12 月 18 日	第三小法廷	合憲	不平等は立法裁量範囲内
2003 年 11 月 9 日	2.064	2005 年 9 月 27 日	第三小法廷	却下	衆院が解散されたため「訴えの利益」が無くなった。(注 5)
2005 年 9 月 11 日	2.18 2.171	2006 年 10 月 27 日 2007 年 6 月 13 日	第二小法廷 大法廷	合憲 合憲	比例代表ブロックの定数も合憲 不平等は立法裁量範囲内 (注 6)
2009 年 8 月 30 日	2.304	2011 年 3 月 23 日	大法廷 大法廷	違憲状態 違憲状態	1 人別枠方式に係る部分は違憲状態であるが、合理的期間内に是正がされなかつたとはいえない。(注 8)
2012 年 12 月 16 日	2.43	2013 年 11 月 20 日	大法廷	違憲状態	憲法の要請に反する状態だが、合理的期間内に是正されなかつたとはいえない。
2014 年 12 月 14 日	1.17 2.129	2015 年 11 月 19 日 2015 年 11 月 25 日	第一小法廷 大法廷	合憲 違憲状態	比例代表ブロックの定数は合憲。 憲法の要請に反する状態だが、合理的期間内に是正されなかつたとはいえない。

(注) 省略。

【以上、出典：経済同友会・投票価値の平等（「一票の格差」是正）実現 Web サイト「最高裁の判決」「判決一覧」より抜粋作成。】

<参議院選挙>

選挙年	格差	判決年	法廷	判断	備考
1962年7月1日	4.09	1964年2月5日	大法廷	合憲	定数配分は立法政策
1962年7月1日	4.09	1966年5月31日	第三小法廷	合憲	極端な不平等ではない
1971年6月27日	5.08	1974年4月25日	第一小法廷	合憲	極端な不平等ではない
1977年7月10日	5.26	1983年4月27日	大法廷	合憲	参議院議員では要譲歩
1980年6月22日	5.37	1986年3月27日	第一小法廷	合憲	前回選挙から拡大せず
1983年6月26日	5.56	1987年9月24日	第一小法廷	合憲	配分規定は合憲範囲内
1986年7月7日	5.85	1988年10月21日	第二小法廷	合憲	配分規定は合憲範囲内
1992年7月26日	6.59	1996年9月11日	大法廷	違憲状態	著しい不平等状態だが立法裁量権の範囲内
1995年7月23日	4.97	1998年9月2日	大法廷	合憲	不平等は裁量範囲内
1998年7月12日	4.98	2000年9月6日	大法廷	合憲	不平等は裁量範囲内
2001年7月29日	5.06	2004年1月14日	大法廷	合憲	不平等は裁量範囲内（注4）
2004年7月11日	5.13	2006年10月4日	大法廷	合憲	不平等は裁量範囲内
2007年7月29日	4.86	2009年9月30日	大法廷	合憲	定数配分は合憲範囲内（注7）
2010年7月11日	5.00	2012年10月17日	大法廷	違憲状態	著しい不平等状態だが、是正は立法裁量権の範囲内（注9）
2013年7月21日	4.77	2014年11月26日	大法廷	違憲状態	違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったが、憲法に違反するに至っていたということはできない。
2016年7月10日	3.06	2017年9月27日	大法廷	合憲	配分規定は合憲範囲内

(注) 省略。

【以上、出典：経済同友会・投票価値の平等（「一票の格差」是正）実現 Web サイト「最高裁の判決」「判決一覧」に追加、作成。】

3.2 最高裁判決の趣旨

3.2.1 衆議院の一票の格差に関する最高裁判決（2011年3月23日、大法廷。抜粋）

「 具体的な選挙制度を定めるに当たっては、これまで、社会生活の上でも、また政治的、社会的な機能の点でも重要な単位と考えられてきた都道府県が、定数配分及び選挙区割りの基礎として考慮されてきた。衆議院議員の選挙制度においては、都道府県を定数配分の第一次的な基盤とし、具体的な選挙区は、これを細分化した市町村、その他の行政区画などが想定され、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素が考慮されるものと考えられ、国会において、人口の変動する中で、これらの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになる。」

「 1人別枠方式の意義については、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮という立法時の説明にも一部うかがわれるところであるが、既に述べたような我が国の選挙制度の歴史、とりわけ人口の変動に伴う定数の削減が著しく困難であったという経緯に照らすと、新しい選挙制度を導入するに当たり、直ちに人口比例のみに基づいて各都道府県への定数の配分を行った場合には、人口の少ない県における定数が急激かつ大幅に削減されることになるため、国政における安定性、連続性の確保を図る必要があると考えられたこと、何よりもこの点への配慮なくしては選挙制度の改革の実現自体が困難であったと認められる状況の下で採られた方策であるということにあるものと解される。

そうであるとすれば、1人別枠方式は、おのずからその合理性に時間的な限界があるものというべきであり、新しい選挙制度が定着し、安定した運用がされるようになった段階においては、その合理性は失われるものというほかはない。

本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、遅くとも本件選挙時においては、その立法時の合理性が失われたにもかかわらず、投票価値の平等と相容れない作用を及ぼすものとして、それ自体、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものといわなければならない。そして、本件選挙区割りについては、本件選挙時において上記の状態にあった1人別枠方式を含む本件区割基準に基づいて定められたものである以上、これもまた、本件選挙時において、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきである。

しかしながら、前掲平成19年6月13日大法廷判決において、平成17年の総選挙の時点における1人別枠方式を含む本件区割基準及び本件選挙区割りについて、前記のよう

にいざれも憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていない旨の判断が示されていたことなどを考慮すると、本件選挙までの間に本件区割基準中の1人別枠方式の廃止及びこれを前提とする本件区割規定のは正がされなかつたことをもつて、憲法上要求される合理的期間内には正がされなかつたものといふことはできない。」

【出典：裁判所 HP「裁判例情報」「判例検索システム」による。下線等は片木】

3.2.2 参議院の一票の格差に関する最高裁判決（2014年11月26日、大法廷、抜粋）

「前記2の参議院議員の選挙制度の変遷を衆議院議員の選挙制度の変遷と対比してみると、両議院とも、政党に重きを置いた選挙制度を旨とする改正が行われている上、都道府県又はそれを細分化した地域を選挙区とする選挙と、より広範な地域を選挙の単位とする比例代表選挙との組合せという類似した選出方法が採られ、その結果として同質的な選挙制度となってきており、急速に変化する社会の情勢の下で、議員の長い任期を背景に国政の運営における参議院の役割がこれまでにも増して大きくなっているといえることに加えて、衆議院については、この間の改正を通じて、投票価値の平等の要請に対する制度的な配慮として、選挙区間の人口較差が2倍未満となることを基本とする旨の区割りの基準が定められていることにも照らすと、参議院についても、二院制に係る上記の憲法の趣旨との調和の下に、更に適切に民意が反映されるよう投票価値の平等の要請について十分に配慮することが求められるところである。」

「昭和58年大法廷判決は、参議院議員の選挙制度において長期にわたる投票価値の大きな較差の継続を許容し得る根拠として、上記の選挙制度の仕組みや参議院に関する憲法の定め等を挙げていたが、これらの諸点も、平成24年大法廷判決の指摘するとおり、上記アにおいてみたような長年にわたる制度及び社会状況の変化を踏まえると、数十年間にもわたり5倍前後の大きな較差が継続することを正当化する理由としては十分なものとはいえないくなっているものといわざるを得ない。殊に、昭和58年大法廷判決は、上記の選挙制度の仕組みに関して、都道府県が歴史的にも政治的、経済的、社会的にも独自の意義と実体を有し、政治的に一つのまとまりを有する単位として捉え得ることに照らし、都道府県を各選挙区の単位とすることによりこれを構成する住民の意思を集約的に反映させ得る旨の指摘をしていたが、この点についても、都道府県が地方における一つのまとまりを有する行政等の単位であるという限度において相応の合理性を有していたことは否定し難いものの、これを参議院議員の各選挙区の単位としなければならないという憲法上の要請はなく、むしろ、都道府県を各選挙区の単位として固定する結果、その間の人口較差に起因して上記のように投票価値の大きな不平等状態が長期にわたつ

て継続している状況の下では、上記の都道府県の意義や実体等をもって上記の選挙制度の仕組みの合理性を基礎付けるには足りなくなっているものといわなければならない。

以上に鑑みると、人口の都市部への集中による都道府県間の人口較差の拡大が続き、総定数を増やす方法を探ることにも制約がある中で、半数改選という憲法上の要請を踏まえて定められた偶数配分を前提に、上記のような都道府県を各選挙区の単位とする仕組みを維持しながら投票価値の平等の実現を図るという要求に応えていくことは、もはや著しく困難な状況に至っているものというべきである。」

【出典：裁判所 HP 「裁判例情報」「判例検索システム」による。下線等は片木】

4 一票の格差 最高裁判決と国会の対応の経緯

4.1 最高裁判決と国会の対応の経緯（年表）

年月日	判決・公職選挙法改正
2006年6月1日	参議院の定数是正（「4増4減」）のための公選法案、可決成立
2007年6月13日	2005年9月衆院選につき最高裁判決 ・（基本的に従来判決を踏襲し、）「憲法に違反しない」
2009年9月30日	2007年7月参院選につき最高裁判決 ・「投票価値の平等の観点から大きな不平等があった」、格差縮小のためには「選挙制度の仕組み自体の見直しが必要」
2011年3月23日	2009年8月衆院選につき最高裁判決 ・「一人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至って」おり、「衆議院議員選挙における投票価値の平等の要請に鑑み、事柄の性質上必要とされる是正のための合理的期間内に、できるだけ速やかに一人別枠方式を廃止し、区割規定を改正するなど、その要請にかなう立法的措置を講ずる必要がある」
2012年10月17日	2010年7月参院選につき最高裁判決 ・「違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態」、「選挙制度見直しは相応の時間と要するので、国会の裁量権の限界を超えない」として選挙自体は有効。 「道府県単位の現行方式を改めるなどして、できるだけ速やかに違憲状態を解消する必要がある」
2012年11月16日	衆院「0増5減」・参院「4増4減」法案が成立

	<ul style="list-style-type: none"> ・同日の衆議院の解散に先立ち、衆院小選挙区「0増5減」（山梨、福井、徳島、高知、佐賀が、それぞれ定数3→2へ）と、参院選挙区「4増4減」（福島・岐阜を2減[いずれも定数4→2へ]、神奈川・大阪を2増[いずれも定数6→8へ]）する法案がそれぞれ成立。
2012年12月16日	<p>第46回衆院議員総選挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな区割り勧告が間に合わず 2012年12月16日の衆院総選挙は旧来の「違憲状態」の定数配分のまま実施
2013年6月24日	<p>衆院小選挙区定数「0増5減」の区割り改定法案成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5県（山梨、福井、徳島、高知、佐賀）の定数が「3」から「2」へ減少。この5県を含む17都県42選挙区で区割りを見直す。衆院の総定数「475（小選挙区295+比例代表180）」となる。
2013年11月20日	<p>2012年12月衆院選につき最高裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「違憲状態」 ・「合理的期間の長短だけでなく是正のためにとるべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続きや作業等の諸般の事情を総合考慮する」との基準を示し、国会が「1人別枠方式」を法律条文上削除したり、6月に「0増5減」で格差を2倍未満に抑えたことを「是正実現に向けた一定の前進」と評価、「国会での合意の形成にはさまざまな困難が伴い、段階的な見直しを重ねて実現していくことも許容される」「憲法上要求されている是正の合理的期間が過ぎたとはいえない」 ・「構造的問題は解決されていない」、「人口変動により再び格差2倍以上の選挙区が出てくる蓋然性は高い」
2014年11月26日	<p>2013年7月の参議院（選挙区）選挙につき最高裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「違憲状態」 ・平成24年大法廷判決の言渡しから本件選挙までの上記期間内に、「高度に政治的な判断や多くの課題の検討を経て改正の方向性や制度設計の方針を策定し、具体的な改正案の立案と法改正の手続と作業を了することは、実現の困難な事柄であったものといわざるを得ない」
2015年6月17日	選挙権年齢の引き下げ法案成立
2015年7月28日	<p>参議院（選挙区）定数「合区導入・10増10減」法が成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「10増10減」に対応した新たな区割りを規定した改正公職選挙法が、衆院本会議で可決・成立。現憲法下で初めて都道府県単位の隣接4選挙区の2合区（鳥取・島根、徳島・高知）が導入される他、5県で定数が各2増加、3県で各2減少

	<ul style="list-style-type: none"> この結果、最大格差は、最高裁が違憲とした 2013 年参院選の 4.77 倍から、2.97 倍に縮小 改正法付則、2019 年参院選に向けて「選挙制度の抜本的見直しについて引き続き検討し、必ず結論を得る」と明記
2015 年 11 月 25 日	<p>2014 年 12 月の衆議院（小選挙区）選挙につき最高裁判決</p> <ul style="list-style-type: none"> 「違憲状態」 「1 人別枠方式が格差の要因だと指摘して以来、国会は継続的に是正に取り組んできており、0 増 5 減をした法改正から選挙まで約 1 年 5 カ月しか経過していないことから、格差是正のための合理的な期間を経過したといえない」
2016 年 1 月 14 日	<p>衆議院選挙制度に関する調査会答申、同議長に提出</p> <ul style="list-style-type: none"> 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を 6 人削減して 289 人とし、比例代表選挙の定数を 4 人削減して 176 人とする（合計 465 人）。 アダムズ方式（各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数を小選挙区選挙の定数と一致させる方式）提案
2016 年 2 月 26 日	<p>国勢調査（2015 年 10 月 1 日時点、速報値）に基づき、選挙区別人口等を試算した結果の概要を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> 衆議院の 37 の小選挙区で一票の格差が 2 倍を超え、最大格差は東京 1 区（63 万 5097 人）と宮城 5 区（27 万 2077 人）の間の 2.334 倍 参議院選挙区の最大格差は埼玉県（議員 1 人当たり人口：121 万 212 人）と福井県（同 39 万 3550 人）の間の 3.075 倍
2016 年 5 月 20 日	衆議院の小選挙区で「0 増 6 減」、比例代表で「0 増 4 減」する公選法改正案が成立（新定数 465）。「アダムズ方式」を採用
2016 年 7 月 10 日	第 24 回参議院議員通常選挙
2016 年 7 月 11 日	複数の弁護士グループらが「選挙は違憲・無効」と訴え、全国各地で提訴

【出典： 経済同友会「投票価値の平等（「一票の格差」是正）実現 Web サイト」資料より、抜粋要約して作成】

4.2 衆議院選挙制度に関する調査会「各方式による都道府県への議席配分試算」

定数289

		基 数 方 式		除 数 方 式						
		ヘア式 最大剰余法	ラウンズ 方式	ドント 方式	サンラグ 方式	修正 サンラグ 方式	ヒル方式	ディーン 方式	デンマーク 方式	アダムズ 方式
平成22年 国勢調査人口	現行からの 増減	14増20減	10増16減	24増30減	14増20減	14増20減	13増19減	12増18減	12増18減	7増13減
	増加団体	8	6	10	8	8	7	7	7	5
	減少団体	20	16	30	20	20	19	18	18	13
	不变団体	19	25	7	19	19	21	22	22	29
	最大較差	1.641	1.682	1.973	1.641	1.641	1.641	1.641	1.641	1.621
	最大	鳥取県	茨城県	福井県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	愛媛県
	最小	島根県	鳥取県	広島県	島根県	島根県	島根県	島根県	島根県	鳥取県
	定数1団体	1	0	5	1	1	1	1	1	0
平成32年 将来推計人口	LH指標	2.225	2.736	3.988	2.225	2.225	2.235	2.320	2.320	3.301
	現行からの 増減	17増23減	14増20減	26増32減	17増23減	17増23減	17増23減	16増22減	14増20減	9増15減
	増加団体	8	6	10	8	8	8	8	7	5
	減少団体	23	20	32	23	23	23	22	20	15
	不变団体	16	21	5	16	16	16	17	20	27
	最大較差	1.661	1.762	1.916	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.720
	最大	鳥取県	秋田県	福井県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	福島県
	最小	島根県	鳥取県	神奈川県	島根県	島根県	島根県	島根県	島根県	鳥取県
平成42年 将来推計人口	定数1団体	1	0	5	1	1	1	1	1	0
	LH指標	2.173	2.464	3.567	2.173	2.173	2.177	2.220	2.463	3.623
	現行からの 増減	20増26減	15増21減	28増34減	20増26減	20増26減	19増25減	18増24減	17増23減	12増18減
	増加団体	8	6	9	8	8	7	6	7	5
	減少団体	26	21	31	26	26	25	24	23	18
	不变団体	13	20	7	13	13	15	17	17	24
	最大較差	1.911	1.820	1.891	1.911	1.911	1.685	1.681	1.681	1.769
	最大	島根県	栃木県	福井県	島根県	島根県	宮崎県	鳥取県	鳥取県	岡山県
(注1) 将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。	最小	高知県	鳥取県	長野県	高知県	高知県	島根県	島根県	島根県	鳥取県
	定数1団体	2	0	5	2	2	1	1	1	0
	LH指標	2.106	2.967	3.574	2.106	2.106	2.159	2.240	2.488	3.491

(注2) 基数方式は、各団体の人口を一定の数値（全国の議員1人当たり人口）で除して得た数値に基づいて議員定数の配分を行う方式。代表的なものとして、ヘア式最大剰余法（商の小数点以下の数値が大きい順に定数に達するまで切り上げる方式）、ラウンズ方式（商の整数部分分配時議員1人当たり人口の大きい順に定数に達するまで切り上げる方式）がある。

(注3) 除数方式は、一定の数値(除数)で各団体の人口を除して得た商の数値を基礎として議員定数の配分を行う方式である。その商の数値の整数部分を除く小数点以下の数値の処理方法によって、ドント方式（一律に切り捨てる方式）、サンラグ方式（四捨五入で切り上げる方式）、ヒル方式（幾何平均を用いて切り上げる方式）、ディーン方式（調和平均を用いて切り上げる方式）、デンマーク方式（1/3で切り上げる方式）、アダムズ方式（一律に切り上げる方式）などがある。

(注4) LH指標（ルーズモア・ハンビー指標）は、定数の配分がどの程度人口に比例しているかを見るものである。指標の値は0から100の範囲をとり、0に近いほど配分された定数と人口との乖離が少ないと見えることになる。

【出典：衆議院 HP「衆議院選挙制度に関する調査会 > 衆議院選挙制度に関する調査会答申」(2016年1月14日)「参考資料】

4.3 衆議院員選挙区画定審会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律概要

一 区画審設置法改正関係(小選挙区へのアダムズ方式導入)

- 1 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行う。
(区画審設置法 3 条 2 項)
- 2 「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10 年に 1 度の大規模国勢調査でのみ行う。
(区画審設置法 3 条 3 項)

※ この「アダムズ方式」導入に係る改正については「公布の日から施行する」としており、施行後直近の大規模国勢調査である平成 32 年国勢調査から適用されることとなる。
(附則 1 条本文)
- 3 2 の中間に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、較差が 2 倍以上となったときに区割り改定で対応する。
(区画審設置法 3 条 3 項・4 条 2 項)
- 4 2 及び 3 に係る勧告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から 1 年以内に行う。
(区画審設置法 4 条 1 項・2 項)
- 5 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限る。(区画審設置法 3 条 1 項)

二 公職選挙法改正関係(定数削減、比例ブロックへのアダムズ方式導入)

- 1 衆議院議員の定数を 10 減する(小選挙区 6 減、比例代表 4 減)。(公選法 4 条 1 項)
- 2 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記する。
(公選法 13 条 7 項)

三 附則関係(平成 27 年国勢調査に基づく小選挙区の 0 増 6 減、比例代表の 0 増 4 減に係る措置、見直し条項、施行期日)

- 1 小選挙区定数 6 減の対象県は、平成 27 年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員 1 人当たり人口の最も少ない都道府県から順に 6 県とする旨のルールを明記する。
(附則 2 条 2 項 1 号)
- 2 平成 27 年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し(平成 32 年大規模国勢調査に基づく見直し)までの 5 年間を通じて較差 2 倍未満となるように区割りを行う。(附則 2 条 3 項 1 号ロ)

- 3 2に係る勧告は、この法律の施行の日から1年以内においてできるだけ速やかに行う。
(附則2条4項)
- 4 比例定数4減の対象ブロックについても、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員1人当たり人口の最も少ないブロックから順に4ブロックとする旨のルールを明記する。
(附則3条1号)
- 5 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不断の見直しが行われるものとする旨の検討条項を置く。
(附則5条)
- 6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、2に係る規定については、平成27年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。
(附則1条)

【出典：総務省 HP 「衆議院議員選挙区画定審議会 > 会議資料 > 第8回衆議院議員選挙区画定審議会」（平成28年6月8日）「会議資料・資料1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 概要 PDF」】

4.4 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の改正条文

4.4.1 平成25年改正前

(改定案の作成の基準)

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口の均衡を図り、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。)のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることを基本とし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

2 前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、一に、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とする。

4.4.2 平成28年改正後

(改定案の作成の基準)

第3条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口(最近の国勢調査(統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項の規定により行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならぬ。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)の合計数が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第4条第1項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)とする。

3 次条第2項の規定による勧告に係る第1項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

(勧告の期限等)

第4条 第2条の規定による勧告は、国勢調査(統計法第5条第2項本文の規定により10年ごとに行われる国勢調査に限る。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査(統計法第5条第2項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から5年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。)の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が2以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に、第2条の規定による勧告を行うものとする。

(次回討論資料)

ローカル・マニフェスト地方議員連盟「活動趣旨」

2000年に施行された地方分権推進一括法、その流れを受けた三位一体の改革により、地方分権が急速に進み始めた。地方自治体に権限が移譲され、名実ともに地方が自立し始めたのである。そのような中、「数値」「期限」「財源」「工程表」を明示したマニフェストを掲げた首長が当選し始めた。首長のマニフェストによって、首長と住民が直接契約を結ぶと、地方議会のレゾン・デートルが問われ始め、これまでの地方議会のあり方が大きく変わることになる。地方議会としての役割は何か、地方議会選挙の公約をどうするのかといったことに始まり、ローカル・パーティーの創設をも検討する必要がある。

すでに、全国の志の高い首長が立ち上がり、ローカル・マニフェストを自ら推進するローカル・マニフェスト推進首長連盟が結成された。同時に、市民の側からもローカル・マニフェスト推進ネットワーク（地方議員も含まれる）も結成された。この二つの組織がローカル・マニフェストを推進する車の両輪となるわけであるが、マニフェスト型政治を推進するためには、首長と並び、二元代表制の一方の責任者として地方議会の充実が重要になる。地方分権時代をリードし、真の地方自治確立のため実践する団体として地方議員連盟は大きな使命を担うことになる。

共同代表ご挨拶

■兵庫県議会議員 越田 謙治郎



この度共同代表に就任した兵庫県議会議員の越田謙治郎です。私の所属する兵庫県議会では、昨年度発覚した政務活動費の不適正使用等で県民の信頼を失いました。信頼のない議会では議員が政策を訴えても県民の支持を得られないということを身に染みて感じてい

ます。しかし、議会への信頼低下という課題は、兵庫県議会だけの問題ではありません。むしろ、地方議会の存在意義そのものが問われているのです。

LM 推進地方議員連盟では、全国で芽生え始めている地方議会改革の流れを大きくなうねりにするべく取り組んでいきたいと考えています、LM 推進地方議員連盟は、志ある地方議員のプラットフォームでありたいのです。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。

■豊川市議会議員 富田 潤



選挙が変われば日本が変わる。

共同代表に就任しました愛知県豊川市議会議員のとみた潤です。

現在の選挙制度で有権者は政策で選ぶことができるでしょうか。特に地方選では、戸別訪問の禁止、チラシ配布ができず、選挙公報もない選挙では有権者は候補者の政策が見えません。

このような状況を変るため、政策で選ぶことのできる選挙の実現に向けて取り組んでまいります。

■可児市議会議員 川上 文浩



横浜市会議員 草間剛共同代表からバトンを受けとる形で共同代表となりました岐阜県可児市議会議員の川上文浩です。草間代表の後任ということで大きなプレッシャーを感じながらの就任となります、全力で共同代表としての使命を果たします。

この度、草間代表をはじめとする関係者の皆様のご努力により、都道府県や市、特別区の議会議員選挙で選挙運動用のビラ配布を解禁する改正公職選挙法が、参院本会議で全会一致で可決、成立しました。2019年3月1日に施行され、これ以降に告示される選挙から適用されることとなり、同年の統一地方選ではビラ配布が可能になりました。地方議会選挙でのビラ配布はLM地議連の悲願であり、このことによって地方議員が政策を強く訴えて選挙をすることが可能になりました。しかし、昨今の地方議会（議員）の不祥事や議会改革の進捗度からみると、地方議会（議員）が政策を語るに十分な資質を持ち合わせているとは言い難い現状があり、今後も議会（議員）のたゆまぬ努力は勿論のこと、なかには議会改革の第2ステージへの挑戦をすでに始めている議会（議員）も少なくありません。今後は共同代表として、これら議会（議員）の情報の集約と発信の強化と、研修の機会の充実を図っていきます。また、毎年夏に開催しているマニフェストサミットの参加人数の目標を1,000人と定め、より多くの議会やその関係者、一般市民や学生等にも広く周知し、地方創生時代における地方活性化の起爆剤となるような大会を開催したいと思います。

【出典：早稲田大学マニフェスト研究所 HP「ローカル・マニフェスト地方議員連盟」、
2017.11.19閲覧・採取】